

全新幹線乗務員の権利と利益を守るため

「空白勤務指定反対」裁判の提訴にあたって

本日、J R 東海労大阪運輸所分会の下茂春美さん、西三喜夫さん、前田稔さんの3名は、大阪地方裁判所にJ R 東海会社を相手取り本人訴訟を提訴した。

3名の原告が提訴した「主張の要旨」は以下のとおりである。

使用者たる被告（J R 東海会社）は、原告ら社員に対し、憲法第25条で定められた「すべての国民は、健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有する」を踏まえて、労働基準法第1章第1条に謳われている「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」との定めを保障する必要がある。

ところがJ R 東海会社は、会社自身が上記、労働基準法第1章第1条を大前提として具体的労働条件を明示する規定として定めている、就業規則第55条「社員の勤務（具体的労働条件）は、毎月25日までに翌月分を指定する。」を遵守する必要があるにも関わらず、勤務日5日前まで具体的労働条件（勤務日なのか、休日、休暇日なのか、そして、勤務日だとしても始業時刻が何時何分で、終業時刻は何時何分なのか等々）を明示せず、「空白」のまま表示するといった違法行為を今日まで行い続けて来ている。

この事態は、わがJ R 東海労組合員が「年休裁判」を訴え問題にすることにより2020年1月より一定程度は是正されたとはいえ依然として行われ続け、原告ら3名は2020年1月より2021年3月までの間に、合計50日間も勤務日5日前まで「空白」のまま具体的な勤務がどうなるかわからない事態にさらされ続けて来たのである。

したがって、原告ら3名は、J R 東海会社の労働基準法や就業規則の定めに対する不法行為で、“人たるに値する生活を営むため必要を充たすべき生活設計がたてられない状態にさらされた”損害の賠償を請求し、J R 東海会社に対し、民法第709条の不法行為責任に基づき合計150万円の損害賠償請求の本訴に及んだのである。

いまJ R 東海会社では「コロナ禍」での「会社発足初の赤字決算」を口実にして、社員に対し、「企業防衛」意識の植えつけと「規律と忠誠心」がより一層強要されてきている。そして、そのために職場から労働運動の掃蕩を実現し、物言わぬ従順な社畜として社員を管理する体制構築が強引に進められている。

このままではJ R 東海会社において、社員の人間性は否定され、労働条件は悪化し、社員と乗客の安全すら脅かされかねない事態となる。

今こそ労働組合は、社員の労働条件と乗客の安全を守るために、しっかり声を上げて、具体的に闘いを展開していく必要がある。

今回、J R 東海労の3名の仲間が提訴した本人訴訟は、“全新幹線乗務員の権利と利益を守るため”だけではなく、コロナ禍を口実にして虐げられ、声を上げられない多くの労働者の“声なき声”をも代表する闘いである。

私たちJ R 東海労は、今後も労働者のための労働運動を職場から推し進め、労働者の権利と利益を守り抜くために闘い抜くものである。

2021年5月24日

J R 東海労新幹線関西地方本部
大阪運輸所分会